

令和5年度決算の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

青森県 平川市

1 健全化判断比率

【単位：%】

健全化判断比率	令和5年度決算	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.21
連結実質赤字比率	—	18.21
実質公債費比率	8.0	25.0
将来負担比率	—	350.0

2 資金不足比率

【単位：%】

区分	令和5年度決算	
	資金不足比率	経営健全化基準
法適	水道事業会計	—
	下水道事業会計	各会計20.0

※用語の解説

【実質赤字比率】

普通会計(一般会計+公営事業会計以外の特別会計)での赤字比率。
黒字の場合の比率は、「—」(比率なし)と表示しています。

【連結実質赤字比率】

普通会計に公営事業会計(例:国民健康保険、水道、下水道など)を含めた連結ベースでの赤字比率。
黒字の場合の比率は、「—」(比率なし)と表示しています。

【実質公債費比率】

普通会計に公営事業会計や一部事務組合などを含めた連結ベースで、公債費による財政負担を見るための比率。

※この値が18%以上の場合は起債に県の許可が必要となり、25%以上の場合は単独事業にかかる起債が制限されます。

【将来負担比率】

普通会計に公営事業会計や一部事務組合、第3セクターなどを含めた連結ベースで、実質的な負債(借入金残高など)の財政負担を見るための比率。

将来負担額が算定されない場合の比率は、「—」(比率なし)と表示しています。

【資金不足比率】

公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率。
資金不足のない場合の比率は、「—」(比率なし)と表示しています。

【法適】

地方公営企業法の適用を受ける事業のことで、主に複式簿記で会計処理を行う事業。

【法非適】

地方公営企業法の適用を受けない事業のことで、主に単式簿記で会計処理を行う事業。